

労務ROAD

- 高校生等をアルバイトで雇用するときの注意点
- 70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

河本社 労 士 事 務 所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル 7F Tel: 06-6228-8555 Fax: 06-6228-8556

高校生等をアルバイトで雇用するときの注意点

学校が夏休みに入り、高校生等をアルバイトとして採用している事業所も多いと思います。

厚生労働省の調査では、アルバイトの高校生等に対して、労働条件が適切に明示されていない、必要な休憩時間が与えられていない、満18歳未満に禁止されている深夜業や休日労働をさせられているなどの労働基準関係法令違反のおそれがある事案が見つかっています。当然ですが、高校生等のアルバイトにも労働基準関係法令は全て適用されます。適切な対応ができているか、以下の事項について点検してみてください。



- 1 雇入れの際、賃金や労働時間などの労働条件を記載した書面を交付していますか。
- 2 所定労働時間は週40時間以内※、1日8時間以内となっていますか。(※週44時間以内の事業場もあり)
- 3 1日の労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を、労働時間中に与えていますか。
- 4 少なくとも週1日もしくは4週に4日以上の日を休ませて与えていますか。
- 5 賃金は、本人に、毎月、決まった支払日に、全額を支払っていますか。
- 6 最低賃金以上の賃金を支払っていますか。
- 7 週40時間、1日8時間を超えた労働時間については、適正な割増賃金を支払っていますか。
- 8 午後10時から午前5時までの深夜労働について、通常の賃金の25%以上の割増賃金を支払っていますか。
- 9 満18歳未満のアルバイトに深夜労働や休日労働を行わせていませんか。
- 10 準備や後片付けの時間を労働時間としていますか。
- 11 退職を申し出ているにもかかわらず、人手不足等を理由に、継続して働くことを強要していませんか。
- 12 同意を得ずに、一方的にシフトの決定・変更をしていませんか。
- 13 試験の準備期間や試験期間中などに、本人の希望に反してシフトを入れていませんか。

【厚生労働省より】

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

平成29年8月診療分から、下記の通り、自己負担限度額が変わります。対象の方はご確認下さい。

| 被保険者の所得区分 | 自己負担限度額 | |
|---|-------------------------|---|
| | 外来 (個人ごと) | 外来・入院 (世帯) |
| ①現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方) | 57,600円(7月診療分まで44,400円) | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円] |
| ②一般所得者 (①および③以外の方) | 14,000円(7月診療分まで12,000円) | 57,600円 [多数該当:44,400円] |
| ③低所得者 | Ⅱ(※1) | 24,600円 |
| | Ⅰ(※2) | 15,000円 |

※多数該当:直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合。

【協会けんぽより】

☆☆☆ 夏期休業期間のお知らせ ☆☆☆

誠に勝手ながら、**8月11日(金)から8月15日(火)**まで休業とさせていただきます。
ご不便をおかけしますが何とぞよろしくお願い申し上げます。

